## 福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)の概要等について

## 1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴う関係条例の整備に関する条例(令和元年福岡県条例第12号)が制定され、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しが行われたこと等に伴い、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(平成25年福岡県公安委員会規則第1号)の一部を改正するものです。

## 2 改正案の概要

- (1) 風俗案内業を行おうとする者が個人である場合の福岡県風俗案内業の規制に関する条例(平成24年福岡県条例第69号)第3条の届出書(風俗案内業を廃止したときにおける届出書を除く。)に添付する書類を改めることとします。(第4条第1号関係)
- (2) 心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者について規定することとします。 (第5条の2関係)
- (3) 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者について規定することとします。(第12条の2関係)
- (4) その他所要の規定の整理をすることとします。(第4条第1号関係)